

飼料作物種子の安定供給

粗飼料を安定的に作付けるために種子の確保も重要です。これまでの内容に加えて特に飼料用稲の生産拡大に応じた専用品種の供給体制の整備について拡充されました。



飼料用稲種子確保緊急対策事業

- 事業内容
 - (1) 飼料用稲種子確保協議会の開催
関係者が一体となって全国レベルの協議会を設置し、種子需要量の把握や採種計画の策定を行います。
 - (2) 専用品種生産技術の普及
地域において飼料用稲専用品種の種子生産を行う者に技術指導を行います。
 - (3) 専用品種の安定供給
全国的な需給状況に対応するため、品質検査及び安定供給のための保管等を行います。

□事業実施主体
(社)日本草地畜産種子協会

既存の対策も活用してください

高位生産性草地への転換

強害残草、病虫害の侵入や裸地化により生産性が低下した農地を使用していませんか。

草地をリフレッシュして単収の向上を目指しましょう。

- ①基本型: 通常の耕起による草地更新
- ②高収量作物型: 草地更新時とうもろこし又はソルガムを作付
- ③公社等活用型: 粗耕法による簡易な草地更新

高位生産性草地

生産性の低下した草地



生産性の向上

粗飼料の効率的利用促進

放牧集団が、公共牧場等において、入牧時の家畜運搬、家畜衛生対策、自給飼料生産その他共同活動を実施するのに要する経費を助成します。(補助率1/2以内)

農協又は放牧集団が放牧畜産を行うのに必要な生産施設機械及びほ場の整備にかかる経費を助成します。(補助率1/2以内)

- 補助率及び補助機関
 - ①基本型: 5万円/ha
 - ②高収量型: 6万円/ha
 - ③公社等活用型: 3万円/ha
 - ④①～③に係る分析や指導: 1/2以内

□事業実施主体
(社)日本草地畜産種子協会

□事業実施者
農協等

- 要件など
 - 1戸あたり参加面積が0.5ha以上(北海道は1.0ha以上)
 - ①については転換後の状況を3年間調査

粗飼料だって 地産地消

お問い合わせは

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課
〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL 03-3502-5993(事務局: 草地整備推進室内)



自給飼料増産通信 増刊号

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課

平成20年3月12日発行

平成20年度の畜産物価格及び関連対策が決定されました。

配合飼料価格高騰による畜産経営への影響に速やかに対応するため、例年3月の開催時期を早めて、さる、2月21日に平成19年度食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会が開催されました。部会では平成20年度の加工原料乳補給金単価や肉用子牛の保証基準価格などの畜産物価格について、農林水産大臣から諮問があり、この案に対し妥当である旨の答申がされ、諮問どおり決定されました。

併せて、配合飼料価格の上昇に対応した配合飼料価格安定制度の適切な運用の確保や制度の今後のあり方の検討、生産者の努力では吸収できない生産コスト上昇分の小売価格への適切な反映ができるよう、消費者等への理解醸成に向けた環境づくりを図ること等について建議されました。建議では、飼料について、「輸入飼料に依存した畜産から国産

飼料に立脚した畜産に転換するため、青刈りとうもろこし等の高栄養な飼料作物の生産拡大、耕作放棄地を活用した飼料作物作付や放牧等の畜産的利用、コントラクターの活用、耕畜連携による稲WCSや飼料用米の利活用、食品残さ等未利用・低利用資源の飼料化を推進すること。また、粗飼料の品質向上や家畜の生産性向上を図るため飼養技術の普及等を推進するとともに、家畜排せつ物の利活用を一層推進すること。」とされ、飼料増産に向けた取組のための対策の強化・拡充が必要であるとしてい

ます。また、畜産物価格の決定と併せて、配合飼料価格高騰等生産コストが適切に価格転嫁されるまでの間の経営支援として緊急対策が決定されました。また、飼料に関する対策についても畜産部会の建議を踏まえ、拡充する内容が決定されました。

今から飼料自給に備えて経営の安定を

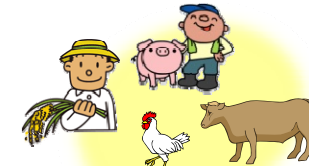
今回の価格関連対策では、新たなとうもろこし作付拡大への支援や、飼料用米の利活用のためのモデル実証への取組の支援、放牧利用促進のための放牧経験牛の貸し出し(レンタカウ)の仕組みの構

築等の対策等が用意されております。いずれも輸入とうもろこし価格の高騰に備えるために用意された緊急対策です。これらの対策を活用して今から飼料自給による経営安定を図りましょう。

飼料増産対策の目玉(20年度価格関連対策のラインナップ。次ページ以降に内容紹介。)



青刈りとうもろこしの作付拡大



飼料用米の利活用



草地をリフレッシュ



コントラクターへの支援を拡大



レンタカウ制度で放牧



専用品種の種子確保

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち新規・拡充事業の紹介

青刈りとうもろこしを増産しましょう

酪農や肉用牛経営において、青刈りとうもろこし等高栄養飼料作物の生産拡大は、配合飼料の使用量を減少させ、畜産経営の安定のために有効です。

本年度より、畜産経営等が新たにとうもろこし等の生産に取組む際に作付面積に応じた助成を行います。



青刈とうもろこし生産緊急 拡大事業(新規)

- 事業内容
現在飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈りとうもろこしを作付ける。
- 補助率
定額(12千円/10a)
(作付け初年度に限る。)
- 事業実施主体
(社)日本草地畜産種子協会
- 事業実施者
畜産経営等
- 要件
 - ・1戸当たり10a以上の作付けを行うこと。
(北海道は50a以上。)
 - ・事業実施から5年間は、飼料作物(牧草含む)を作付ける計画を有すること。

あなたも国産の穀物飼料(飼料用米)を使ってみませんか

配合飼料価格の高騰により、米が国内で生産される有力な飼料用穀物として期待されています。

そこで、畜産農家や耕種農家、JAなどの関係者が連携して、20年産の飼料用米の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対して助成を行います。



飼料用米導入定着化緊急対策事業

- 補助内容及び補助率
 - ①実証経費への定額補助(補助内容)
 - ・飼料用米の運搬・保管及び調製費(25円/kgが上限)
 - ・飼料用米の給与による家畜・畜産物への影響調査費
 - ・飼料用米を利用した畜産物のPR活動費等
 ※20年産米であること
 - ②飼料用米を主食用米と区分して流通するために必要となる機械施設の整備(補助率:1/2以内)
- 事業実施主体
民間団体(3月末に公募により決定)
※モデル集団の申請を審査し、補助金を交付する者
- 事業実施者
畜産農家、稲作農家等からなる協議会等(モデル集団)
※モデル実証を実施し、助成を受ける者

コントラクターによる青刈りとうもろこし等の作業受託を支援します

配合飼料価格高騰に対応し、青刈りとうもろこし・ソルガムや稲発酵粗飼料・飼料用米といった高栄養の自給飼料増産のための作業受託を緊急に拡大支援します。

○既存の受託作業の補助単価(千円/ha)

受託作業	初年度	2・3年度
飼料作付作業	15.0	7.5
飼料作付作業(長大作物)	22.0	11.0
飼料収穫作業	28.0	14.0
稲わら収穫作業	24.0	12.0
稲発酵粗飼料収穫・調製作業	40.0	20.0
TMR生産調製供給作業	40.0	20.0
堆肥処理・利用作業	32.0	16.0
堆肥切り返し作業	6.0	3.0
堆肥運搬作業	10.0	5.0
堆肥散布作業	14.0	7.0
液状きゅう肥散布作業	5.0	2.5
草地更新作業	30.0	15.0
放牧管理作業	10.0	5.0

※受託作業毎に事業開始から3年間の補助

飼料増産受託システム 拡大緊急対策事業

- 事業内容及び補助率
既存の受託作業の支援(左表)に次の支援を拡充(追加)します。
- (1)長大作物生産の緊急推進(単年度に限る)
 - ①飼料作付作業:定額(27.0千円/ha)
 - ②飼料収穫作業:定額(40.0千円/ha)
 ※当該作業受託の拡大分が対象(当該作業受託を開始して3年未満の場合は継続分も含む。)
- (2)コントラクター業務平準化促進(追加受託作業)
 - ①飼料用稲作付作業
15.0千円(7.5千円)
 - ②稲発酵粗飼料収穫・梱包作業
28.0千円(14.0千円)
 - ③稲発酵粗飼料ラッピング作業
10.0千円(5.0千円)
 - ④飼料用米収穫作業
30.0千円(15.0千円)
 ※金額は、括弧外が初年度、括弧内が2・3年度の1ha当たりの助成単価である。
- 事業実施主体
全国農業協同組合連合会等
- 事業実施者
農業協同組合、公社、農事組合法人、法人化が見込まれる営農集団(3戸以上)

地域にレンタカウ制度を構築しましょう

点在する耕作放棄地等を積極的に活用するために、肉用繁殖牛の放牧は最適のツールです。

今回、地域に放牧経験牛(レンタカウ)を育成し、モデル実証を行うとともに貸出しを行う仕組みを地域に構築する事業が新たにできました。



放牧経験牛貸付制度構築事業

- 事業内容等
 - (1)レンタカウ推進協議会の開催(全国段階、地域段階の協議会により、事業の円滑な実施を図ります。)
 - (2)レンタカウ制度の構築・実証普及(地域レンタカウ協議会が行う次の活動に必要な経費について助成する。)
- ① 事業への参加促進活動(補助対象:指導旅費、放牧保険料、現地研修会等)
- ② レンタカウ候補牛の選定・育成及び貸付調整のための活動(補助対象:旅費、放牧馴致経費、候補牛導入費、放牧関連器具整備費等)
- <要件等>
 - ・事業による候補牛の導入については、10頭以内であること
 - ・事業により導入した候補牛は、償却期間の大半を放牧模範牛として供用されること
- ③ 放牧未経験地区への制度普及のためのモデル実証(補助対象:指導旅費、電気牧柵等整備費等)

事業実施主体:(社)日本草地畜産種子協会